

令和3年大口町教育委員会3月定例会議

令和3年 3月16日

午前11時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第7号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第8号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針について

議案第9号 大口町教育委員会における申請書等の押印の省略に関する規則の制定について

議案第10号 大口町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

議案第11号 大口町歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

日程第4 連絡事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(2) 大口町教職員の人事異動について

(3) 各課からの連絡について

日程第5 その他

出席者

教 育 長 長 屋 孝 成
委 員 丹 羽 茂 文
委 員 舟 橋 由 治

教育長職務代理者 水 谷 恵 子
委 員 鈴 村 由 布 子

説明のため出席した者

生涯教育部長兼
学校教育課長 社 本 寛
学校給食センター
主幹兼所長 江 口 靖 史
町史編さん室長兼
図書館長 吉 田 雅 仁

学校教育課長補佐 兼 松 昌 史
生涯学習課長補佐 近 藤 和 彦
町史編さん室次長 木 浪 浩 行

◎開会

○長屋教育長 おはようございます。

定刻になりましたので今から始めます。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達していますので、これより令和3年大口町教育委員会3月定例会を始めます。

傍聴人はございません。

(午前11時30分)

◎日程第1 教育長報告

○長屋教育長 日程第1、諸案件を報告させていただきます。

前回は2月25日でしたので、それ以降であります。

まず、中学校の卒業式が無事に終わったということ、あと今週には小学校が3月19日に行われる予定であります。

それから、3月8日から10日にかけて3日間、大口中学校でONEDAY大中生が開かれて、小・中の連携、中学校に入ったときに子供たちが迷わないようにということで開かれているのですが、これについても特に東海理化さんから車を配車していただいたりということで、大変協力をいただいて実施できたと聞いております。

それから、この時期ですと名古屋女子マラソン、松田選手が大変活躍した、このときに大口町の桜並木健康ジョギング大会が開かれる予定ですが、去年に引き続いてコロナ対策ということで中止になって大変残念でありました。

それから、今、議会も開かれているわけですが、一般質問の中については4名の議員さんから、コロナ対策で学校の新しい生活様式はどうかとか、教職員の負担軽減の取組はどうか、またGIGAスクール構想の進捗状況はどうかとか、また新しい小学校1年生が入ってくるわけだけでも安全な通学はどうか、給食について、また最近、特に取り上げられておりますSDGsの取組はどうか、このような質問が出ておりました。

それから、本日、朝10時からであります事務協の幹事会が開かれまして、ここの中心は大口町の教職員の人事異動について内示があったということです。この件は、2月25日に開催しました教育委員会2月の定例会で人事内申案を御承認いただきまして、これが事務所を通して県教育委員会に人事内申をしたわけですが、今日これの内示があったということです。これは、もう既に承認された内申案に基づく内示でありますので、今、委員さんのお手元に渡ったとおりでございますのでよろしく願いいたします。以上で終わります。

その他は取り立ててありません。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 続きまして、日程第2、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者には、水谷恵子教育長職務代理者と鈴木由布子委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 議 題

議案第7号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

○長屋教育長 日程第3、議題に入ります。

議案第7号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、事務局、説明をお願いします。

○兼松学校教育課長補佐 本日、議案を配らせていただきましたので、そちらで御確認いただければと思います。

議案第7号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について。

大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を別紙のように定めるものとする。令和3年3月16日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条の規定に基づき、大口町立学校の教育職員の業務量の適正な管理等のため、この規則を制定するため必要があるからである。

1枚はねていただきたいと思います。

大口町立学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則になっております。

第1条で趣旨で、義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の第7条に基づき、今回この規則を定めるものであります。

内容としましては、第2条であります。教育職員の業務量の適切な管理で、ページ下であります。正規の勤務時間を除いた時間の次に上げる時間を範囲とするということで、1か月、1年の時間を定めるものであります。1か月としましては45時間、1年としましては(2)360時間としております。

飛びますが、裏面をお願いしたいと思います。

先ほどの時間を超える場合というのもありますので、そこでのさらに超えた場合の時間を定めています。(1)1か月について100時間未満、(2)で1年で720時間、(3)は1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えた

それぞれの期間の1か月当たりの平均で80時間としております。あと、1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月が6か月としております。こちらにつきましては、愛知県で定めておられました規則を基に大口で今回定めるものであります。

簡単ですが、以上であります。

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、この案件につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑を終了します。

それでは、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

議案第8号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針について

○長屋教育長 続きまして、議案第8号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針について、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 議案第8号 大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針について。

大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針を別紙のように定めるものとする。令和3年3月16日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、大口町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第3条に基づき、町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるため、この方針を制定するため必要があるからである。

1枚はねていただきまして、方針であります。

こちら、先ほどの規則と一緒に県を基に今回作らせていただきました。先ほどの規則から少し詳細なことが書かれております。

第2で1ページ目の下のほう、対象職員ということで、事務職員、技術職員もここの中を含みますよと、教職員だけでなく学校で勤めているそちらの方も含みますよということで、第2で対象職員を記載しております。

裏面、第3であります。

在校時間の上限につきましては、先ほどの規則と同じとしております。

第4、2枚目、在校時間の把握であります。

こちらにつきましては、今までも把握をしておりますが、より具体的に、客観的に把握しというところで、タイムカードとかそういった出勤システムで管理することを加えております。

あと、第5、第6で、健康確保とか少し細かいことを記載しております。こちらにつきましては、先ほどの規則をより細かく具体化したものという形で、県のものを参考に今回定めるものであります。

簡単ですが、以上であります。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑を終わります。

議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

議案第9号 大口町教育委員会における申請書等の押印の省略に関する規則の制定について

○長屋教育長 続きまして、議案第9号 大口町教育委員会における申請書等の押印の省略に関する規則の制定について、事務局、説明をお願いします。

○兼松学校教育課長補佐 議案第9号 大口町教育委員会における申請書等の押印の省略に関する規則の制定について。

大口町教育委員会における申請書等の押印の省略に関する規則を別紙のように定めるものとする。令和3年3月16日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、教育委員会の関係機関に提示される申請書及びその他書類について、押印を省略できるようにすることにより、行政手続等の簡素化を図るため、この規則を制定するため必要があるからである。

1枚はねていただきたいと思います。

大口町教育委員会における申請書等の押印の省略に関する規則で、規則ではありますが、大口町教育委員会における申請書等の押印の省略に関し必要な事項は、大口町申請書等の押印の

省略に関する規則の例によるということ、町のほうで規則を定めておりますので、それに準ずるという形で、その規則を教育委員会で定めるものであります。

裏面を御確認ください。

参考資料としまして、大口町申請書等の押印の省略に関する規則を添付しております。

この規則を定めることによって、今、押印の省略の事務をいろいろ手続を進めておりますので、それができるということを定めるためにつくる規則であります。

簡単ですが、以上であります。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この案件につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑ないようですね。

議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

**議案第10号 大口町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例施行規則の一部改正について**

○長屋教育長 続きまして、議案第10号 大口町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 議案第10号 大口町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について。

大口町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。令和3年3月16日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

この案を提出するのは、押印廃止に係る様式の所要の整備を図るため、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

1枚はねていただきますと、一部改正の規則になっております。

先ほどお話をしました押印廃止の関係に伴う今回、規則の改正であります。様式が第1から第24まで、8種類ですかね、様式の印鑑を今まで押すような形で丸印または角印が入っていましたが、それを削除するという形になります。

1枚めくっていただきますと、様式がたくさんあるんですが、今回様式のところで、例えば

様式1ですと大口町立学校長といったところで本当は印がありましたが、こういったところを今回廃止して印のマークがなくなるということで、様式を整備するものであります。

簡単ですが、以上であります。

○長屋教育長 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございませんか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようでありますので、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

議案第11号 大口町歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

○長屋教育長 続きまして、議案第11号 大口町歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、事務局、お願いします。

○近藤生涯学習課長補佐 それでは、こちらの規則の一部改正について説明させていただきます。

議案第11号 大口町歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について。

大口町歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。令和3年3月16日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、押印廃止に係る様式の所要の整備を図るため、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

こちら、今までの前述のものと同じように押印をなくすという改正になっております。

1枚めくっていただきますと改正文を載せさせていただきますので御確認をお願いします。

説明は以上です。

○長屋教育長 議案第11号につきまして質問、御意見等ございせんね。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 続きまして、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

◎日程第4 連絡事項

○長屋教育長 それでは続きまして、日程第4、連絡事項に入ります。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてということであり
ます。

5件、使用許可がございました。

1件目、大口町NPO登録団体サラダボールカンパニー。許可年月日、令和3年2月19日。
事業名、大口こどもカレッジ2021。

2件目、大縣神社夏祭実行委員会。許可年月日、令和3年2月24日。事業名、第51回八ツ八
祭献書展。

3件目、申請者、東海ラジオ放送株式会社。許可年月日、令和3年2月24日。2021国立ポリ
ショイサーカス。

4件目、水芭蕉忌コンサート in 愛知実行委員会。許可年月日、令和3年3月1日。第19
回・第20回水芭蕉忌コンサート in 愛知。

5件目、株式会社平安閣。令和3年3月4日。「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン。

以上、5件であります。

○長屋教育長 ありがとうございます。

(2)大口町教職員の人事異動についてですが、先ほど配付させていただきました印刷物のお
りでございます。

なお、それぞれ異動者本人への内示は16日以降ということと、それから新聞報道は3月30日
の朝刊で発表される予定であります。以上です。

それでは、(3)各課からの連絡についてお願いします。

○兼松学校教育課長補佐 学校教育課であります。

1枚、本日お配りの申請書等の押印廃止に関する規則、要綱等一覧を御確認ください。

先ほど議案第9号から11号まで少し規則等の説明をさせていただきました。教育委員会に関
係する規則及び要綱が多々ありますが、その中で今回、押印廃止の関係で改正するものの一覧
がこちらとなっております。

今回、規則につきましては議案として上げさせていただきましたが、要綱等に関しましては
こちらの事務の流れで進めていきたいと思っておりますのでお願いしたいと思っております。一応、教育委
員会の関係としましては先ほどお話しした2つの規則、それ以外に8つの要綱がございます。
こちらについても押印の廃止の同様の改正をしていきます。

あと、町関係ということで、主にお金の支出があるようなものについては町の規則や要綱に

なっておりますので、町の関係でいきますと教育委員会のものではあるんですが、社本育英のように規則が1本あります。それ以外、要綱では8つ定められておりますので、こちらについても事務的に進めていきたいと思っております、今回、押印に関係するものでは合計19の規則や要綱を改正していくということで、今回御報告ということでお知らせさせていただきます。

学校教育課は以上です。

○江口学校給食センター主幹兼所長 給食センターから連絡ですけれども、コロナウイルス感染症対策といたしまして、来年度の令和3年度もパンは個食包装で提供していく予定にしております。それと、あとデザート類の果物につきましてもできるだけ個食包装で提供する予定にしております。

あと、給食は3月23日で終わりますので、ガスタンク2基の取替え工事を3月25日、26日に実施予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○近藤生涯学習課長補佐 生涯学習課から連絡をさせていただきます。

まず、ネーミングライツの募集についてということで、1枚、広報の4月号に掲載させていただいている記事をこちらにつけさせていただいております。

ネーミングライツといいますと、施設に企業等の愛称、名称等を掲示して、それでお金を頂くという形の事業であります。最近ですと名古屋ドームですね、昨日もマラソンの大会が行われておりますけれども、名古屋ドームがバンテリンドームという名称に変わっております。こういったものをイメージしていただくと分かりやすいかと思いますが、うちも対象施設としましてはこちらに書いてあるとおり、歩道橋は希望の橋とであい橋、こちらは建設部の所管ですけれども、こちらの生涯学習課の所管としましては温水プールと総合運動場、あと河北グラウンド、秋田グラウンド、この4つの施設を対象に今回募集をかけさせていただこうと予定しております。

もう一点、4月17日の土曜日から歴史民俗資料館で春の企画展ということで、毎年行っておりますけれども、端午の節句の企画展を予定しております。以上です。

○吉田町史編さん室長兼図書館長 図書館ですが、特にございませんが、引き続きコロナの関係で今町外の方の利用は21日まで止めておりますので、またよろしくお願いいたします。

○木浪町史編さん室次長 こちらは書いてございませんが、一応3月末までに目次の項目は全て埋めるということで、4月以降に今度それをチェックしていくという予定をしております。よろしくお願いいたします。以上です。

○長屋教育長 連絡事項のところでもし御質問等ございましたらお願いします。

○水谷教育長職務代理者 先ほど、質問にちょっと間に合わなかったんですが、生涯学習課の歴史の管理及び運営に関する規則の一部を改正するというので、様式1、2と新つてあるんです

が、最後のほうに印ってあるのは。

議案第11号にちょっと戻らせていただいて、様式第1と2とかずっとあるんですが、最後の印は削るということではないんですか。

○近藤生涯学習課長補佐 こちらの様式の教育委員会の角印の部分については、こちらが押印させていただくということで、実際削らせていただいているのは申請者の氏名のところに書いている丸印を削らせていただいております。

○水谷教育長職務代理者 ありがとうございます。

○長屋教育長 別件、ほかで。

○鈴木委員 学校教育課のほうで、今回はGIGAスクール構想の進捗状況のお話はないということは、予定どおり行われているということでしょうか。

○社本生涯教育部長兼学校教育課長 前回、報告した内容がほぼ順調に進んでいるということで大きな変化はないということです。あと今後、今、学校で各タブレットの設定を行っていますので、それが終わると一応今年度の事業としては終わりです。工事も3月25日までが工期なので、それもほぼ終わりつつありますので、そういう状況です。

あとは、できるだけ御家庭に持って帰っていただけて使えるようにと思っていますけれど、ただ新学期が始まって準備が多少要るものですから、児童・生徒はいますけれど、恐らく持って帰れるスピードには若干差が出てきて、まずは中学校ぐらいから進められるのが現実的かなというふうに思っています。

あと、義務教育の中で家庭環境によって差が生じないようにということで、家でのWi-Fiの環境を町で用意ができればなあということで、今めどが立ってきていますけれど、ただ無料であれば、うちうちもと手を挙げる家庭が出てきてしまうと収拾がつかなくなるかなあというところで、やっぱりその辺りはどうやって今後進めていくかというのは少し検討をまだしている状況です。ただ、一応めどは立ってきているということです。

○鈴木委員 研修に参加したときに、中学校は特別教室なんかはWi-Fiが届かないから使えないというようなお話があったんですけども、その辺は今後変更していくんですか。

○社本生涯教育部長兼学校教育課長 届かないわけではなくて使えるんですけど、ただ新たに10ギガ対応にはしていないということで、今後、特別教室で本当に利用があるのであれば、使っていくということであれば、大口中学校は全て中に光ファイバーが入っていますので、出口のところだけ少し機械を変えて工事をやれば、小学校よりは大変なことになりませんので、それは利用状況によって対応していくというつもりではあります。

○鈴木委員 小学校も特別教室も使えない状態なんですか。使えないというか入りが悪いというか。

○社本生涯教育部長兼学校教育課長 使えないわけじゃなくて、そこまでまだ、利用をし始めたところで、活用されるのであれば追加で工事をやるということで、最初にフルに全部あれもこれもそろえるということではないということです。

○鈴木委員 先ほど言われた家庭への支援の話もあったんですけども、例えば中学校の特別教室やラウンジとか、放課後に残ってやりやすいんじゃないかなと思ったり、あといろんなことも含めて公共施設のW i - F i 環境を整えていただけたらなあと、今度町長さんをお願いしたいなと思いながらいたんですけども、その辺は進めていく予定はありますか。

○社本生涯教育部長兼学校教育課長 公共施設は、多分秋ぐらいのときにお答えしたと思うんですけど、令和3年度のところで少し本庁で協議しながらやれるといいかなと思っています。

○鈴木委員 ですから、やっぱり家庭でできない子のためにこういったところで、いろんなところで。

○社本生涯教育部長兼学校教育課長 公共施設をやるつもりではいます。

○鈴木委員 分かりました。

○長屋教育長 そのほか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、連絡事項が終わりました。

◎日程第5 その他

○長屋教育長 日程第5、その他ということで、事務局、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 委員さんから何か。

なしということによろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、以上で全ての案件が終わりましたので、3月定例会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

(午後 0時04分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員